

改正案

現行

(指定の申請等)

第二条 (略)

2 (略)

3 法第三条の二第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 主要株主（総株主の議決権（株主総会において決議をすることができない事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次号を除き、以下同じ。）の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。以下同じ。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 親法人（保管振替機関の総株主の議決権（前号に規定する議決権をいう。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。以下同じ。）及び子法人（保管振替機関が総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができない事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。以下同じ。）の概要を記載した書面

三 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。以下この項及び第六条の十二から第六条の十五までにおいて同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面

四 (略)

五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の住民票の抄本又はこれに代わる書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）及び履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）

六 取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面

七 八 (略)

(減資の認可申請)

第三条 保管振替機関は、法第三条の四第一項の規定により資本金の額の減少について認可

(指定の申請等)

第二条 (略)

2 (略)

3 法第三条の二第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 主要株主（総株主の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。次号を除き、以下同じ。）の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。以下同じ。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 親法人（保管振替機関の総株主の議決権（前号に規定する議決権をいう。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。以下同じ。）及び子法人（保管振替機関が総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあつては前号に規定する種類の議決権をい、有有限会社にあつては商法第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる持分に係る議決権を含む。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。以下同じ。）の概要を記載した書面

三 取締役及び監査役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）にあつては、取締役及び執行役。以下この項及び第六条の十二から第六条の十五までにおいて同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面

四 (略)

(新設)

五 取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面

六 八 (略)

(減資の認可申請)

第三条 保管振替機関は、法第三条の四第一項の規定により資本の額の減少について認可

を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出しなければならない。

- 一 減資前の資本金の額
- 二 減資後の資本金の額
- 三・四 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 (略)
- 二 資本金の額の減少の方法を記載した書面
- 三 株主総会の議事録又は取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
- 四 (略)

(増資の届出)

第四条 保管振替機関は、法第三条の四第二項の規定により資本金の額の増加について届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を金融庁長官及び法務大臣に届けるものとする。

- 一 増資前の資本金の額
- 二 増資後の資本金の額
- 三・四 (略)

2 前項の届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 資本金の額の増加の方法を記載した書面
- 二 株主総会の議事録又は取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(業務の一部委託の承認申請)

第六条の二 (略)

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 受託者が法第三条第一項第三号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面

四 受託者の取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含むものとし、委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役とする。以下この項及び次条において同じ。）が法第三条第一項第四号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面

五〇七 (略)

受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出しなければならない。

- 一 減資前の資本の額
- 二 減資後の資本の額
- 三・四 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 (略)
- 二 資本の額の減少の方法を記載した書面
- 三 株主総会の議事録（商法の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）
- 四 (略)

(増資の届出)

第四条 保管振替機関は、法第三条の四第二項の規定により資本の額の増加について届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を金融庁長官及び法務大臣に届けるものとする。

- 一 増資前の資本の額
- 二 増資後の資本の額
- 三・四 (略)

2 (略)

一 資本の額の増加の方法を記載した書面

二 株主総会の議事録又は取締役会の議事録（委員会等設置会社において、商法特例法第二十一条の七第三項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の議事録及び当該決定があつたことを証する書面。以下同じ。）

(業務の一部委託の承認申請)

第六条の二 (略)

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 受託者が法第三条第一項第二号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面

四 受託者の取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含むものとし、委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役とする。以下この項及び次条において同じ。）が法第三条第一項第三号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面

五〇七 (略)

八 受託者の最近三年の各年度における事業報告書、貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）及び損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）又はこれらに代わる書面

九～十一（略）

十二 受託者が会計参与設置会社である場合にあっては受託者の会計参与が法第三条第一項第四号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面並びに当該会計参与の氏名又は名称を記載した書面、住民票の抄本又はこれに代わる書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）及び履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）

十三 受託者の取締役（理事その他これに準ずる者を含むものとし、委員会設置会社にあつては執行役とする。）の担当業務を記載した書面

十四（略）

（業務の一部委託の承認基準）

第六条の三 金融庁長官及び法務大臣は、前条第一項の承認申請書を受理した場合において、その申請が次に掲げる基準に適合していると認められるときは、これを承認するものとする。

一～三（略）

四 受託者が法第三条第一項第三号に掲げるものと同様の要件に該当すること。

五 受託者の取締役、会計参与及び監査役が法第三条第一項第四号に掲げるものと同様の要件に該当すること。

（事故）

第六条の三の二 法第五条第三号ハに規定する主務省令で定める事故は、次に掲げるものとする。

一（略）

二 参加者の取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人が法令又は参加者が口座を開設している保管振替機関の業務規程その他の規則に反する行為を行うこと。

（業務及び財産に関する報告書の提出）

第六条の六 法第七条の二第一項の規定による保管振替機関が作成すべき業務及び財産に関する報告書は、会社法第四百三十五条第二項に規定する計算書類及び事業報告書とする。

2（略）

3 第一項の業務及び財産に関する報告書は、事業年度経過後三月以内に金融庁長官及び法

八 受託者の最近三年の各年度における営業報告書、貸借対照表及び損益計算書

九～十一（略）

（新設）

十二 受託者の取締役（理事その他これに準ずる者を含むものとし、委員会等設置会社にあつては執行役とする。）の担当業務を記載した書面

十三（略）

（業務の一部委託の承認基準）

第六条の三 金融庁長官及び法務大臣は、前条第一項の承認申請書を受理した場合において、その申請が次に掲げる基準に適合していると認められるときは、これを承認するものとする。

一～三（略）

四 受託者が法第三条第一項第二号に掲げるものと同様の要件に該当すること。

五 受託者の取締役及び監査役が法第三条第一項第三号に掲げるものと同様の要件に該当すること。

（事故）

第六条の三の二 法第五条第三号ハに規定する主務省令で定める事故は、次に掲げるものとする。

一（略）

二 参加者の取締役、執行役、監査役又は使用人が法令又は参加者が口座を開設している保管振替機関の業務規程その他の規則に反する行為を行うこと。

（業務及び財産に関する報告書の提出）

第六条の六 法第七条の二第一項の規定による保管振替機関が作成すべき業務及び財産に関する報告書は、商法第二百八十一条第一項又は商法特例法第二十一条の二十六第一項に掲げるものとする。

2（略）

3 第一項の業務及び財産に関する報告書は、決算期経過後三月以内に金融庁長官及び法務

務大臣に提出するものとする。

(定款又は業務規程の変更認可申請)

第六条の七 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 株主総会の議事録(業務規程の変更の認可申請書にあつては、取締役会の議事録)その他必要な手続があつたことを証する書面

四 (略)

(商号等の変更の届出)

第六条の九 保管振替機関は、法第七条の四第一項の規定により法第三条の二第一項第一号又は第三号から第五号までに掲げる事項の変更について届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を金融庁長官及び法務大臣に届け出るものとする。

一・二 (略)

2 前項の届出には、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 法第三条の二第二項第四号に掲げる事項の変更

イ〜ハ (略)

ニ 取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面

三 法第三条の二第二項第五号に掲げる事項の変更

イ 法第三条の二第二項第一号及び第三号に掲げる書類

ロ 会計参与の住民票の抄本又はこれに代わる書面(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面)

該会計参与の登記事項証明書)及び履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面)

参与の沿革を記載した書面)

(事故報告)

第六条の十 法第七条の五に規定する主務省令で定める事故は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人(法第四条の三第一項の規定により業務の一部の委託を受けた受託者のこれらに相当する者を含む。次項第二号において同じ。)が法令又は業務規程その他の規則に反する行為を行うこと。

三・四 (略)

2 保管振替機関は、前項各号に掲げる事故があつたことを知つたときは、直ちに、次に掲

大臣に提出するものとする。

(定款又は業務規程の変更認可申請)

第六条の七 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 株主総会の議事録(業務規程の変更の認可申請書にあつては、取締役会の議事録)その他必要な手続があつたことを証する書面

四 (略)

(商号等の変更の届出)

第六条の九 保管振替機関は、法第七条の四第一項の規定により法第三条の二第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項の変更について届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を金融庁長官及び法務大臣に届け出るものとする。

一・二 (略)

2 前項の届出には、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 法第三条の二第二項第四号に掲げる事項の変更

イ〜ハ (略)

ニ 取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面

(新設)

(事故報告)

第六条の十 法第七条の五に規定する主務省令で定める事故は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 取締役、監査役又は使用人(法第四条の三第一項の規定により業務の一部の委託を受けた受託者のこれらに相当する者を含む。次項第二号において同じ。)が法令又は業務規程その他の規則に反する行為を行うこと。

三・四 (略)

2 保管振替機関は、前項各号に掲げる事故があつたことを知つたときは、直ちに、次に掲

げる事項を金融庁長官及び法務大臣に報告するものとする。

一 (略)

二 事故を起こした取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人の氏名又は名称及び役職名

三 (略)

3 (略)

(特定合併の認可申請)

第六条の十二 (略)

2 法第十条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又は、これらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一 (略)

二 特定合併の手続を記載した書面

三 (略)

四 特定合併の当事者の会社法第七百八十三条第一項、第七百九十五条第一項及び第八百四条第一項の規定による株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

五 (略)

六 特定合併後の保管振替機関が法第三条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面

七十三 (略)

十四 特定合併後の保管振替機関が会計参与設置会社である場合にあつては特定合併後の保管振替機関の会計参与の住民票の抄本又はこれに代わる書面(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書)及び履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面)

十五 特定合併後の保管振替機関の取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面

十六十八 (略)

3 法第十条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第二条の二に掲げる電磁的記録とする。

(新設分割の認可申請)

第六条の十三 (略)

2 法第十一条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げ

げる事項を金融庁長官及び法務大臣に報告するものとする。

一 (略)

二 事故を起こした取締役、執行役、監査役又は使用人の氏名及び役職名

三 (略)

3 (略)

(特定合併の認可申請)

第六条の十二 (略)

2 法第十条第三項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 特定合併の手続きを記載した書面

三 (略)

四 特定合併の当事者の商法第四百八条第一項の規定による株主総会の議事録

五 (略)

六 特定合併後の保管振替機関が法第三条第一項第二号及び第三号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面

七十三 (略)

(新設)

十四 特定合併後の保管振替機関の取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面

十五十七 (略)

3 法第十条第四項(法第十一条第四項、第十一条の四第四項及び第十二条第四項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第二条の二に掲げる電磁的記録とする。

(新設分割の認可申請)

第六条の十三 (略)

2 法第十一条第三項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

る書面又は、これらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一 (略)

二 新設分割の手続を記載した書面

三 (略)

四 新設分割の当事者の会社法第八百四条第一項の規定による株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

五 (略)

六 設立会社が法第三条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面

七十三 (略)

十四 設立会社が会計参与設置会社である場合にあつては設立会社の会計参与の住民票の抄本又はこれに代わる書面(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書)及び履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面)

十五 設立会社の取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面

十六十八 (略)

3| 法第十一条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第二条の二に規定する電磁的記録とする。

(吸収分割の認可申請)

第六条の十四 (略)

2 法第十一条の四第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又は、これらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一 (略)

二 吸収分割の手続を記載した書面

三 (略)

四 吸収分割の当事者の会社法第七百八十三条第一項及び第七百九十五条第一項の規定による株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

五 (略)

六 承継会社が法第三条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面

七十三 (略)

一 (略)

二 新設分割の手続を記載した書面

三 (略)

四 新設分割の当事者の商法第三百七十四条第一項の規定による株主総会の議事録

五 (略)

六 設立会社が法第三条第一項第二号及び第三号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面

七十三 (略)

(新設)

十四 設立会社の取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)の担当業務を記載した書面

十五十七 (略)

(新設)

(吸収分割の認可申請)

第六条の十四 (略)

2 法第十一条の四第三項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 吸収分割の手続を記載した書面

三 (略)

四 吸収分割の当事者の商法第三百七十四条ノ十七第一項の規定による株主総会の議事録

五 (略)

六 承継会社が法第三条第一項第二号及び第三号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面

七十三 (略)

十四 承継会社が会計参与設置会社にあつては承継会社の会計参与の住民票の

抄本又はこれに代わる書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証

明書）及び履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面

1 十五 承継会社の取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書

面

十六～十八 （略）

3 法第十一条の四第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第二条の二に規定す

る電磁的記録とする。

（事業譲渡の認可申請）

第六条の十五 保管振替機関は、法第十二条第一項の規定による事業譲渡の認可を受けよう

とするときは、同条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した事業譲渡

認可申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出するものとする。

一 事業譲渡予定年月日

二 事業譲渡の方法

2 法第十二条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げ

る書面又は、これらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記

録とする。

一 （略）

二 事業譲渡の手續を記載した書面

三 事業譲渡の当事者の登記事項証明書

四 事業譲渡の当事者の会社法第四百六十七条第一項の規定による株主総会の議事録又は

取締役会の議事録その他必要な手續があつたことを証する書面

五 事業譲渡の当事者の貸借対照表及び損益計算書

六 譲受会社が法第三条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書

面

七～十三 （略）

十四 譲受会社が会計参与設置会社である場合にあつては譲受会社の会計参与の住民票の

抄本又はこれに代わる書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証

明書）及び履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面

1 十五 譲受会社の取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書

面

十六～十八 （略）

（新設）

十四 承継会社の取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した

書面

十五～十七 （略）

（新設）

（営業譲渡の認可申請）

第六条の十五 保管振替機関は、法第十二条第一項の規定による営業譲渡の認可を受けよう

とするときは、同条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した営業譲渡

認可申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出するものとする。

一 営業譲渡予定年月日

二 営業譲渡の方法

2 法第十二条第三項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 営業譲渡の手續を記載した書面

三 営業譲渡の当事者の登記事項証明書

四 営業譲渡の当事者の商法第二百四十五条第一項（同法第二百四十六条第一項において

準用する場合を含む。）の規定による株主総会の議事録又は取締役会の議事録

五 営業譲渡の当事者の貸借対照表及び損益計算書

六 譲受会社が法第三条第一項第二号及び第三号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書

面

七～十三 （略）

（新設）

十四 譲受会社の取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した

書面

十五～十七 （略）

3| 法第十二条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第二条の二に規定する電磁的記録とする。

(解散等の認可申請)

第六条の十六 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 株主総会の議事録(会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつた

ものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面)

三(五) (略)

(信託財産表示の記載又は記録)

第九条 第七条第一項第二号又は第八条第二号に掲げる事項の記載又は記録は、委託者又は受託者からの請求によつてする。

(新株予約権証券等に関する株券に係る規定の準用)

第十一条 第七条から第九条までの規定は新株予約権証券及び新株予約権付社債券について、第十条の規定は新株予約権の行使により交付される株式に係る株券について、それぞれ準用する。この場合において、第七条第二項中「、第十七条の二第三項及び第三十二条第三項」とあるのは「及び第十七条の二第三項」と、第十条中「株式」とあるのは「新株予約権の行使により交付される株式に係る株券の株式」と、「譲り受け、又は譲り受ける」とあるのは「譲り受ける」と、「株券その他の有価証券」とあるのは「新株予約権の行使により交付される株式に係る株券」と読み替えるものとする。

(協同組織金融機関が発行する優先出資証券に関する株券に係る規定の準用)

第十三条 第七条から第十条の二までの規定は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、第十条中「株券その他の有価証券」とあるのは「優先出資証券」と、第十条の二中「及び第八項第二号に規定する」とあるのは「に規定する」と読み替えるものとする。

2 (削除)

(新設)

(解散等の認可申請)

第六条の十六 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 株主総会の議事録

三(五) (略)

(信託財産表示の記載又は記録)

第九条 第七条第二号又は第八条第二号に掲げる事項の記載又は記録は、委託者又は受託者からの請求によつてする。

(新株引受権証券等に関する株券に係る規定の準用)

第十一条 第七条から第九条までの規定は新株引受権証券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券について、第十条の規定は新株予約権又は新株の引受権の行使により預託することとなるべき株券について、それぞれ準用する。この場合において、第七条第二項中「、第十七条の二第三項及び第三十二条第三項」とあるのは「及び第十七条の二第三項」と、第十条中「株式」とあるのは「新株予約権又は新株の引受権の行使により預託することとなるべき株券の株式」と、「譲り受け、又は譲り受ける」とあるのは「譲り受ける」と、「株券その他の有価証券」とあるのは「新株予約権又は新株の引受権の行使により預託することとなるべき株券」と読み替えるものとする。

(協同組織金融機関が発行する優先出資証券に関する株券に係る規定の準用)

第十三条 第七条から第十条の二までの規定は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号。次項において「優先出資法」という。)に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、第十条中「株券その他の有価証券」とあるのは「優先出資証券」と、第十条の二中「及び第八項第二号に規定する」とあるのは「に規定する」と読み替えるものとする。

2| 第七条から第九条までの規定は優先出資法に規定する優先出資引受権証券について、第十条の規定は優先出資法に規定する優先出資引受権の行使により預託することとなるべき優先出資証券について、それぞれ準用する。この場合において、第七条第二項中「、第十三条の二第三項及び第三十二条第三項」とあるのは「及び第十七条の二第三項」と、第十

(特定目的会社が発行する優先出資証券等に関する株券に係る規定の準用)
 第十四条 第七条から第十条の二までの規定は、資産の流動化に関する法律(平成十年法律
 第五五号。以下この条において「資産流動化法」という。)に規定する優先出資証券を含む。
 次項において同じ。)について準用する。この場合において、第十条中「株券その他の
 有価証券」とあるのは「優先出資証券」と、第十条の二中「及び第八項第二号に規定す
 る」とあるのは「に規定する」と読み替えるものとする。

2 (略)

別表第一(第六条の十七関係)

届出事項 保管振替業を廃止 したとき	記載事項 廃止年月日 廃止理由	添付書類 株主総会の議事録(会社法第三百 十九条第一項の規定により株主総 会の決議があつたものとみなされ る場合にあつては、当該場合に該 当することを証する書面。以下同 じ。)
合併により消滅し たとき	合併の相手方の商号 合併年月日 合併の方法	合併契約の内容を記載した書面 株主総会の議事録その他必要な手 続があつたことを証する書面 保管振替業の結了の方法を記載し た書類
破産手続開始の決 定により解散した	破産手続開始の申立てを行 つた年月日	裁判所の破産手続開始の決定の裁 判書の写し

条中「株式」とあるのは「優先出資引受権の行使により預託することとなるべき優先出資
 証券の優先出資」と、「譲り受け、又は譲り受ける」とあるのは「譲り受ける」と、「株
 券その他の有価証券」とあるのは「優先出資引受権の行使により預託することとなるべき
 優先出資証券」と読み替えるものとする。

(特定目的会社が発行する優先出資証券等に関する株券に係る規定の準用)
 第十四条 第七条から第十条の二までの規定は、資産の流動化に関する法律(平成十年法律
 第五五号。次項において「資産流動化法」という。)に規定する優先出資証券(特定目的
 会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九
 十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の
 規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第
 百五号)に規定する優先出資証券を含む。次項において同じ。)について準用する。この
 場合において、第十条中「株券その他の有価証券」とあるのは「優先出資証券」と、第十
 条の二中「及び第八項第二号に規定する」とあるのは「に規定する」と読み替えるもの
 とする。

2 (略)

別表第一(第六条の十七関係)

届出事項 保管振替業を廃止 したとき	記載事項 廃止年月日 廃止理由	添付書類 株主総会の議事録
合併により消滅し たとき	合併の相手方の商号 合併年月日 合併の方法	保管振替業の結了の方法を記載し た書類 合併契約書 株主総会の議事録
破産手続開始の決 定により解散した	破産手続開始の申立てを行 つた年月日	裁判所の破産手続開始の決定の裁 判書の写し

とき	破産手続開始の決定を受けた年月日	保管振替業の結了の方法を記載した書類
合併及び破産以外の理由により解散したとき	解散年月日 解散の理由	株主総会の議事録 保管振替業の結了の方法を記載した書類
保管振替業の全部を譲渡したとき	譲渡先の商号 譲渡年月日	
保管振替業の全部を分割により承継させたとき	承継先の商号 分割年月日	

別表第二（第六条の十九第二項関係）

届出事項	添付書類
(略)	(略)
業務規程に基づき規則を定めたとき	当該規則を記載した書面
(略)	(略)

とき	破産手続開始の決定を受けた年月日	保管振替業の結了の方法を記載した書類
合併及び破産以外の理由により解散したとき	解散年月日 解散の理由	株主総会の議事録 保管振替業の結了の方法を記載した書類
保管振替業の全部を譲渡したとき	譲渡先の商号 譲渡年月日	
保管振替業の全部を分割により承継させたとき	承継先の商号 分割年月日	

別表第二（第六条の十九第二項関係）

届出事項	添付書類
(略)	(略)
業務規程に基づき規則を定めたとき	当該規則を記載した書面
(略)	(略)